

改正 標準倉庫寄託約款(乙)

標準倉庫寄託約款(乙) 202Y/MM/DD	標準倉庫寄託約款 (乙) (昭和34年(1959年)12月14日 港倉第181号) (改正 昭和56年(1981年)3月4日 港倉第11号)	解 説
目次 第一章 総則(第一条—第八条) 第二章 寄託の引受け及び受寄物の入庫(第九条—第十四条) 第三章 在庫証明書(第十五条) 第四章 受寄物の保管(第十六条—第二十三条) 第五章 受寄物の出庫(第二十四条—第二十八条) 第六章 引取りのない受寄物の処置(第二十九条—第三十二条) 第七章 受寄物の損害保険(第三十三条—第三十七条) 第八章 受寄物の損害賠償(第三十八条—第四十八条) 第九章 保管料、荷役料、手数料等(第四十九条—第五十二条) 特約条項(第一条—第十条)	目次 第1章 総則 (第1条～第6条) 第2章 寄託の引受及び受寄物の入庫 (第7条～第12条) 第3章 証書及び通帳 (第13条) 第4章 受寄物の保管 (第14条～第20条) 第5章 受寄物の出庫 (第21条～第24条) 第6章 引取のない受寄物の処置 (第25条～第28条) 第7章 受寄物の損害保険 (第29条～第33条) 第8章 受寄物の損害賠償 (第34条～第43条) 第9章 保管料、荷役料、手数料等 (第44条～第47条) 特約条項 (第1条～第10条)	
	倉庫寄託約款	
第一章 総則	第1章総則	
(本約款の適用) 第一条 当会社の締結する寄託、寄託の予約及びこれらに関連する契約については、この約款に定めるところによる。 2 この約款に規定していない事項については、法令及び慣習による。	(本約款の適用) 第1条 当会社の締結する寄託、寄託の予約及びこれらに関連する契約については、この約款に定めるところによる。 2 この約款に規定していない事項については、法令及び慣習による。	

標準倉庫寄託約款(乙) 202Y/MM/DD	標準倉庫寄託約款 (乙) (昭和34年(1959年)12月14日 港倉第181号) (改正 昭和56年(1981年)3月4日 港倉第11号)	解 説
<p>(営業時間及び休業日)</p> <p>第二条 当社は、営業時間及び休業日を定め、営業所その他の事業所の店頭に掲示し、又は当社のウェブサイトに掲載する。</p> <p>2 前項の営業時間及び休業日を臨時に変更する場合には、あらかじめ寄託者に通知するものとする。</p>	<p>(営業時間及び休業日)</p> <p>第2条 当社の営業時間は、午前 時から午後 時までとする。</p> <p>2 当社の休業日は、国民の祝日、日曜日及び営業地慣行の休日とする。</p> <p>3 前二項の営業時間及び休業日は、臨時に変更することがある。</p>	<p>営業時間、休業日については、会社ごと、事業者ごとに定められていることから、約款で規定するのは適当でなく、別途会社ごとに掲示することとした。</p> <p>一方、臨時に休業等する場合には寄託者への通知義務が課されることとなった。</p>
<p>(庫入、庫出その他の作業)</p> <p>第三条 貨物の庫入及び庫出その他の作業は、全て当社が行う。ただし、当社が特に承認したときは、この限りでない。</p>	<p>(庫入、庫出その他の作業)</p> <p>第3条 貨物の庫入及び庫出その他の作業は、全て当社が行う。ただし、当社が特に承認したときは、この限りでない。</p>	
<p>(附帯業務等)</p> <p>第四条 当社は、搬出入車両内での手荷役、仕分、全数検品・開梱検品及びラベル貼りその他の通常倉庫業務(保管、庫入庫出)に附帯する業務について委託された場合、当社が別途定める料金又は実際に要した費用を請求することができる。</p> <p>2 当社は、十分な時間的余裕のない入出庫指図及び指図の取消しが発生した場合には別途費用を請求することができる。</p>	<p>新規</p>	<p>標準貨物自動車運送約款の改正により「運賃」と「料金」の区分が明確になった。また、2025年4月に施行された改正物効法により荷主、物流事業者双方に荷待ち・荷役時間の短縮が求められることとなり、物流コストの可視化が課題になっている。これらを踏まえ倉庫業務においても入出庫業務に付随する業務を付帯業務として区分し、業務内容を例示し、請求対象とした。</p> <p>また、緊急対応や変更・取り消し等により倉庫会社に特別の負担が生じる場合について、その実費を請求対象とした。</p>
<p>(書面による意思表示)</p>	<p>(書面による意思表示)</p>	

標準倉庫寄託約款(乙) 202Y/MM/DD	標準倉庫寄託約款 (乙) (昭和34年(1959年)12月14日 港倉第181号) (改正 昭和56年(1981年)3月4日 港倉第11号)	解 説
<p>第五条 当社は、寄託者が当社に対して通知、指図その他意思表示を行うときは、当該寄託者に対し、<u>書面、ファクシミリ装置又は電磁的方法(電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であって当社で定めるものをいう。以下同じ。)</u>によることを要求することができる。</p>	<p>第4条 当社は、寄託者が当社に対して通知、指図その他意思表示を行なうときは、<u>書面</u>によることを要求することができる。</p>	<p>商慣行の実態を踏まえ、書面による意思表示(5条)、動産譲渡登記の通知(7条)、寄託申込書(10条)、貨物の引渡し(12条)、見本の摘出(27条)、出庫手続(28条)については、書面に加え、ファクシミリ装置又は電磁的方法による行使を可能とした。</p>
<p>(通知、催告)</p> <p>第六条 寄託者は、その氏名若しくは名称、住所又は電話番号を変更したときは、遅滞なく当社に通知しなければならない。</p> <p>2 当社の寄託者に対する通知又は催告は、当該寄託者を知ることができないとき又はその所在を知ることができないときは、<u>民法(明治二十九年法律第八十九号)第九十八条に定める方法により行うことができる。</u></p>	<p>(通知、催告)</p> <p>第5条 寄託者は、その住所又は氏名若しくは名称を変更したときは、遅滞なく当社に通知しなければならない。</p> <p>2 当社の寄託者に対する通知又は催告は、当該寄託者を知ることができないとき又はその所在を知ることができないときは、<u>民法第97条の2に定める方法により行なうことができる。</u></p>	<p>平成16年も民法改正により下記に変更。民法97条の2→民法98条</p>
<p>(動産譲渡登記の通知)</p> <p>第七条 寄託者は、寄託物を目的とした動産譲渡登記がなされた場合は、その旨を当社に通知し、登記上の譲受人からの引渡請求に係る当社からの催告の送付先、責任者の職責及び氏名を書面、ファクシミリ装置又は電磁的方法により提出しなければならない。</p> <p>2 前項に定める送付先に、配達証明付内容証明郵便により送付した催告書は、その催告書が通常到達すべきであった時に、当該寄託者に到達したものとみなす。</p>	<p>新設</p>	<p>「動産及び権利の譲渡の対抗要件に関する民法の特例に関する法律」(平成17年10月)により占有代理人の免責条項は3条2項で認められたものの、譲渡登記における譲受人が占有代理人である当社に動産の引渡し請求をした場合、譲受人および寄託物の特定と譲渡意思の確認を容易にする必要が出てきたため寄託者の通知義務を追加した。</p>

標準倉庫寄託約款(乙) 202Y/MM/DD	標準倉庫寄託約款 (乙) (昭和34年(1959年)12月14日 港倉第181号) (改正 昭和56年(1981年)3月4日 港倉第11号)	解 説
(業務上受領する金銭の利息) 第八条 当社は、業務上受け取った金銭に対しては、利息を付けない。	(業務上受領する金銭の利息) 第6条 当社は、業務上受け取った金銭に対しては、利息を付けない。	
第二章 寄託の引受け及び受寄物の入庫	第2章 寄託の引受け及び受寄物の入庫	
(寄託引受けの制限) 第九条 当社は、次の場合には、寄託の引受けをしないことができる。 一 当該寄託の申込みがこの約款によらないとき。 二 当該貨物が危険貨物、変質又は損傷しやすい貨物、荷造りの不完全な貨物その他の保管に適しない貨物と認められるとき。 三 当該貨物の保管に適する設備(自動化機器及び情報システムに関わるものを含む。)がないとき。 四 当該貨物の保管に関し特別の負担を求められたとき。 五 当該貨物の保管が法令の規定又は公序良俗に違反するとき。 六 寄託者が、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成三年法律第七十七号)第二条第二号に定める暴力団若しくはこれに準ずる組織又はその構成員若しくはその関係者と判断できる場合。 七 当該貨物の保管のための施設又は装置の機能に支障があるとき。 八 その他やむを得ない事由があるとき。	(寄託引受けの制限) 第7条 当社は、次の場合には、寄託の引受けをしないことができる。 (1)当該寄託の申込みがこの約款によらないとき。 (2)当該貨物が危険貨物、変質又は損傷しやすい貨物、荷造りの不完全な貨物その他保管に適しない貨物と認められるとき。 (3)当該貨物の保管に適する設備がないとき。 (4)当該貨物の保管に関し特別の負担を求められたとき。 (5)当該貨物の保管が法令の規定又は公序良俗に違反するとき。 新設 新設 (6) その他やむを得ない事由があるとき。	(6)反社条項の追加。 (7)情報システムや自動化機器のトラブルに対応した項目として追加。
(寄託申込書)	(寄託申込書)	

標準倉庫寄託約款(乙) 202Y/MM/DD	標準倉庫寄託約款 (乙) (昭和34年(1959年)12月14日 港倉第181号) (改正 昭和56年(1981年)3月4日 港倉第11号)	解 説
<p>第十条 寄託者は、貨物の寄託に際し、<u>この寄託約款を承諾のうえ</u>、当該貨物に関して次に掲げる事項を記載した書面(以下「寄託申込書」という。)を提出しなければならない。</p> <p>一 <u>貨物の種類、品名、個数、数量、単位及び荷造りの種類並びに記号・規格</u></p> <p>二 危険物(少量危険物を含む。)であるときは、その旨</p> <p>三 寄託者の氏名又は名称、住所及び電話番号</p> <p>四 保管場所及び保管期間を定めたときは、その旨</p> <p>五 貨物の寄託申込み当時の価額</p> <p>六 貨物の保管又は荷役上特別の注意を要するときは、その旨</p> <p>七 その他必要な事項</p> <p>2 前項の寄託者は、寄託申込書の提出に代えて、寄託申込書に記載すべき事項をファクシミリ装置又は電磁的方法により提供することができる。この場合において、当該寄託者は、寄託申込書を提出したものとみなす。</p> <p>3 当会社が寄託申込み前に貨物の送致を受けた場合において、当該貨物の寄託を引き受けたときは、寄託者は、当会社が送致を受けた日の日付により寄託申込書を提出しなければならない。この場合においては、寄託契約は、送致の日から効力を生じたものとみなす。</p> <p>4 当会社は、寄託者が寄託申込書を提出しないため、寄託申込書に記載すべき事項を記載しないため又は寄託申込書に記載した事項が事実と相違するため生じた損害については、責任を負わない。</p>	<p>第8条 寄託者は、貨物の寄託に際し、当該貨物に関して次の事項を記載した寄託申込書を提出しなければならない。</p> <p>(1) <u>貨物の種類、品質、数量及び荷造の種類、個数並びに記号</u> 新設</p> <p>(2) 寄託者の住所及び氏名又は名称</p> <p>(3) 保管場所及び保管期間を定めたときは、その旨</p> <p>(4) 貨物の寄託申込当時の価額</p> <p>(5) 貨物の保管又は荷役上特別の注意を要するときは、その旨</p> <p>(6) その他必要な事項 新設</p> <p>2 当会社が寄託申込み前に貨物の送致を受けた場合において、当該貨物の寄託を引き受けたときは、寄託者は、当会社が送致を受けた日の日付により寄託申込書を提出しなければならない。この場合においては、寄託契約は、送致の日から効力を生じたものとみなす。</p> <p>3 当会社は、寄託者が寄託申込書を提出しないため、寄託申込書に記載すべき事項を記載しないため又は寄託申込書に記載した事項が事実と相違するため生じた損害については、責任を負わない。</p>	<p>寄託者が、寄託約款を認識していないことからトラブルになる事例があることから、寄託約款の承諾を前提として寄託申込を行うことを念押しした。</p> <p>また貨物の「品質」については、「品質の保証」をするがごとき誤解を生じやすい。また、品質の検査には高度な専門知識が必要な場合もあるので、倉庫会社が品質を保証することは事実上不可能である。以上のことから、「品質」を記載事項から除外した。</p> <p>「品名」については商品を表す一般的な呼称として必要であることから追加した。</p> <p>「記号」と類似して表記されることのある「規格」について「記号・規格」として追加した。</p> <p>また、2019年の商法改正により荷送り人に「危険物」の通知義務が規定された。</p> <p>加えて、平成30年の倉庫業法執行規則等の改正により、少量危険物の一類倉庫での保管が可能になった。これらを踏まえ、寄託の申込に際しても、第二号で危険物の通知義務を規定した。</p>

標準倉庫寄託約款(乙) 202Y/MM/DD	標準倉庫寄託約款 (乙) (昭和34年(1959年)12月14日 港倉第181号) (改正 昭和56年(1981年)3月4日 港倉第11号)	解 説
<p>(寄託価額)</p> <p>第十一条 受寄物の価額が明示されないとき又は寄託の申込みに際して明示された受寄物の価額を当会社が不相当と認めるときは、当会社は、貨物の引渡しを受けた後遅滞なく相当と認められる額をその価額と定め、寄託者に対してその旨を通知する。</p>	<p>(寄託価額)</p> <p>第9条 受寄物の価額が明示されないとき又は寄託の申込みに際して明示された受寄物の価額を当会社が不相当と認めるときは、当会社は、貨物の引渡しを受けた後遅滞なく相当と認められる額をその価額と定め、寄託者に対してその旨を通知する。</p>	
<p>(寄託契約の成立と貨物の引渡し)</p> <p>第十二条 当会社が寄託の申込みを承諾したときは、寄託申込者は、約定の日時に約定の場所で貨物を引き渡さなければならない。</p> <p>2 前項の場合において、当会社は寄託申込書に記載の貨物の引渡しを受けることにより、寄託契約の成立とする。</p> <p>3 当会社は、貨物の引渡しを受けたときは、寄託者の請求により、貨物受取書又は入庫通知書を交付する。</p> <p>4 前項の場合において、当会社は、貨物受取書又は入庫通知書の交付に代えて、貨物受取書又は入庫通知書に記載すべき事項をファクシミリ装置又は電磁的方法により提供することができる。この場合において、当会社は、貨物受取書又は入庫通知書を交付したものとみなす。</p>	<p>(貨物の引渡し)</p> <p>第10条 当会社が寄託の申込みを承諾したときは、寄託申込者は、約定の日時に約定の場所で貨物を引き渡さなければならない。</p> <p>新設</p> <p>2 当会社は、貨物の引渡しを受けたときは、寄託者の請求により、貨物受取書又は入庫通知書を交付する。</p> <p>新設</p>	<p>令和2年4月の民法改正により寄託契約は諾成契約となったが、業界の慣習として要物契約が大宗を占めることなどから、国交省は本約款を要物契約として整理した(令和2年3月25日付国官参物第291号)。これを踏まえ、今回の改正では、改めて倉庫業界の慣習を重視し、本約款が要物契約に基づくことを明確にした。</p> <p>一方、従来から諾成契約の取引形態として慣習化していた「坪建保管」を別途21条で「面積建保管」として新設し、特約できる旨を規定した。</p>
<p>(寄託承諾の取消し及び寄託契約の解除)</p> <p>第十三条 当会社が寄託の申込みを承諾し、又は寄託の申込みを承諾した貨物の引渡しを受けた後でも、次の事由があるときは、承諾を取り消し、又は契約を解除することができる。</p>	<p>(寄託引渡の取消し及び寄託契約の解除)</p> <p>第11条 当会社が寄託の申込みを承諾し又は寄託の申込みを承諾した貨物の引渡しを受けた後でも、次の事由があるときは、承諾を取り消し又は契約を解除することができる。</p>	

標準倉庫寄託約款(乙) 202Y/MM/DD	標準倉庫寄託約款 (乙) (昭和34年(1959年)12月14日 港倉第181号) (改正 昭和56年(1981年)3月4日 港倉第11号)	解 説
<p>一 第九条各号のいずれかに該当することが明らかになったとき。</p> <p>二 前条第一項による貨物の引渡しがなされなかったとき。</p> <p>三 当該貨物の価額がその保管料その他の費用に満たなくなったとき。</p> <p>四 寄託者が正当な事由がなく受寄物の検査を拒絶したとき。</p> <p>2 寄託者が当会社に貨物を引き渡した後、当会社が前項により契約を解除したときは、寄託者は、遅滞なく保管料、荷役料、立替金その他の費用を支払い、当会社が指定する期間内に貨物を引き取らなければならない。</p> <p>3 当会社は、第一項により承諾の取消し又は契約の解除をしたことによる損害については、責任を負わない。</p> <p>4 当会社は、第二項の期間の経過した後は、貨物について生じた損害について責任を負わない。</p>	<p>(1)第7条各号の一に該当することが明らかになったとき。</p> <p>(2)前条第1項による貨物の引渡しがなされなかったとき。</p> <p>(3)当該貨物の価額がその保管料その他の費用に満たなくなったとき。</p> <p>(4)寄託者が正当な事由がなく受寄物の検査を拒絶したとき。</p> <p>2 寄託者が当会社に貨物を引き渡した後、当会社が前項により契約を解除したときは、寄託者は、遅滞なく保管料、荷役料、立替金その他の費用を支払い、当会社が指定する期間内に貨物を引き取らなければならない。</p> <p>3 当会社は、第1項により承諾の取消又は契約の解除をしたことによる損害については、責任を負わない。</p> <p>4 当会社は、第2項の期間の経過した後は、貨物について生じた損害について責任を負わない。</p>	
<p>(受寄物の検査)</p> <p>第十四条 当会社は、<u>入庫に当たり積付け外観のみ検査し、受寄物の内容について検査を行わない。</u>ただし、当会社が受寄物の内容の検査を必要とする場合、寄託者の承諾を得て、かつ、寄託者の費用において受寄物の全部又は一部についてその内容を検査することができる。</p> <p>2 前項ただし書の場合において、寄託者の承諾を求めるとまのないときは、その限りでない。</p>	<p>(受寄物の検査)</p> <p>第12条 当会社は、<u>入庫に当り又は受寄の後に、寄託者の承諾を得て、寄託者の費用において受寄物の全部又は一部についてその内容を検査することができる。</u>ただし、承諾を求めるとまのないときは、この限りでない。</p> <p>新設</p>	<p>倉庫会社は貨物の管理上、または寄託価格の確認等のため外観から明らかでない内容について、検査を必要とする場合があるが、慣習上は受寄物の内容については検査を行っていない。</p> <p>この取引慣行(内容不検査)を明確に規定することで、倉庫会社が受寄物の外観から明らかでない内容をも把握し、善管注意義務により、その内容の変化を確認する必要があるとする寄託者の主張に対抗することとした。</p>

標準倉庫寄託約款(乙) 202Y/MM/DD	標準倉庫寄託約款 (乙) (昭和34年(1959年)12月14日 港倉第181号) (改正 昭和56年(1981年)3月4日 港倉第11号)	解 説
第三章 在庫証明書	第3章 証書及び通帳	
<p>(在庫証明書の交付)</p> <p>第十五条 当社は、受寄物に対して、寄託者の請求があったときは、寄託者の費用において、証明基準日が記載された在庫を証する書面(以下「在庫証明書」という。)を交付することがある。</p> <p>2 在庫証明書は、譲渡し、又は担保に供することができない。</p> <p>3 前二項の在庫証明書は、証明基準日翌日以降の在庫を証しない。</p>	<p>(証書又は通帳の交付)</p> <p>第13条 当社は、受寄物に対して、寄託者の請求があったときは、貨物保管証書(以下「証書」という。)又は保管貨物通帳(以下「通帳」という。)を交付することがある。</p> <p>2 前項の証書及び通帳は、譲渡したり又は担保に供することができない。</p> <p>新設</p>	<p>「貨物保管証書」「保管貨物通帳」は現行ほとんど使用されていない。「在庫証明書」は「貨物保管証書」に代わるものとして広く運用されている。一方、「在庫証明書」は倉荷証券と同等の効力を持つと誤解されることがあることから、その利用範囲を限定する必要がある。</p> <p>以上のことから「在庫証明書」を本約款で規定することとした。</p>
第四章 受寄物の保管	第4章 受寄物の保管	
<p>(保管方法)</p> <p>第十六条 当社は、受寄物を入庫当時の荷姿のまま当社が定めた方法により保管する。</p> <p>2 当社は、寄託者の承諾を得ずに、受寄物を入庫当時の保管箇所又は保管設備の変更、受寄物の積換、他の貨物との混置その他の保管方法の変更をすることができる。ただし、特約がある場合は、この限りでない。</p>	<p>(保管方法)</p> <p>第14条 当社は、受寄物を入庫当時の荷姿のまま当社が定めた方法により保管する。</p> <p>2 当社は、寄託者の承諾を得ずに、受寄物を入庫当時の保管箇所又は保管設備の変更、受寄物の積換、他の貨物との混置その他の保管方法の変更をすることができる。ただし、特約がある場合は、この限りでない。</p>	
<p>(面積建保管)</p> <p>第十七条 当社は、寄託者と別段の特約をしたときは、当該寄託者のために、庫内の全部又は一部の面積を対象とする面積建保管をすることができる。</p> <p>2 寄託者が寄託申込書等に寄託物の数量及び個数を記載しない場合であって、当社が受寄物の庫入庫出に際</p>	<p>新設</p>	<p>倉庫会社が従来から行ってきた「坪建保管」は、床面積に応じて保管料を算出する取引であり、寄託者と予め取扱いにかかる面積を取り決めておくのが一般的である。</p> <p>これは第12条で明確化した要物契約とは異なる取引形態(諾成契約)を前提とするものとなることから、別途本条で冷蔵倉庫約款の「容積建保管」に準じ、「面積建保</p>

標準倉庫寄託約款(乙) 202Y/MM/DD	標準倉庫寄託約款 (乙) (昭和34年(1959年)12月14日 港倉第181号) (改正 昭和56年(1981年)3月4日 港倉第11号)	解 説
し、受寄物の数量又は個数を確認しないときは、これらの不足により生じた損害については、第十条第四項の規定を準用する。		管]として特約できる旨を規定した。
(再寄託) 第十八条 当社は、やむを得ない事由があるときは、寄託者の承諾を得ないで、当社の費用で他の倉庫業者に受寄物を再寄託することができる。	(再寄託) 第15条 当社は、やむを得ない事由があるときは、寄託者の承諾を得ないで、当社の費用で他の倉庫業者に受寄物を再寄託することができる。	
(混合保管) 第十九条 当社は、一つの倉庫又は同一の保管場所若しくは保管地における多数の倉庫において、 <u>種類、品名及び記号・規格又はこれらに相当する事項が同一の受寄物を混合保管することができる。</u> 2 当社は、一人の寄託者に対し、他の寄託者の同意なくして、混合保管した受寄物の中から当該寄託者の寄託に係るものと同一数量のものを返還することができる。 3 前項の規定は、寄託者の一人が自己の寄託に係る数量の受寄物を特定保管に転換するときに準用する。	(混合保管) 第16条 当社は、関係寄託者の承諾を得て、一つの倉庫又は同一の保管場所若しくは保管地における多数の倉庫において、 <u>種類及び品質の同一な受寄物を混合保管することができる。</u> 2 当社は、一人の寄託者に対し、他の寄託者の同意なくして、混合保管した受寄物の中から当該寄託者の寄託に係るものと同一数量のものを返還することができる。 3 前項の規定は、寄託者の一人が自己の寄託に係る数量の受寄物を特定保管に転換するときに準用する。	混合保管の典型例となるサイロビンにおける穀物の管理は本船、産地、品目別の分別管理となり、寄託者別に管理するものではなく、慣行として関係寄託者の承諾なしで行われてきたことから、民法上の要件を排除し、寄託者の承諾を不要とした。 また、第10条(1)の改正に準じ、品質に相当する表記については、品名及び記号・規格又はこれらに相当する事項に含むとした。
(保管期間) 第二十条 受寄物の保管期間は、三月とし、受寄物を入庫した日から起算する。 2 前項の保管期間は、当社の承認を得て更新することが	(保管期間) 第17条 受寄物の保管期間は、3カ月とし、受寄物を入庫した日から起算する。 2 前項の保管期間は、当社の承認を得て更新することが	保管期間更新時の「保管期間満了の日までの保

標準倉庫寄託約款(乙) 202Y/MM/DD	標準倉庫寄託約款 (乙) (昭和34年(1959年)12月14日 港倉第181号) (改正 昭和56年(1981年)3月4日 港倉第11号)	解 説
<p>できる。</p> <p>3 第一項の保管期間は、特約により、別に定めることができる。</p>	<p>できる。<u>この場合において、寄託者は、保管期間満了の日までの保管料、荷役料、その他の費用、立替金及び延滞金を支払わなければならない。</u></p> <p>3 第1項の保管期間は、特約により、別に定めることができる。</p>	<p>管料、荷役料、その他の費用、立替金及び延滞金」の支払い義務については、第53条の「料金の支払い」第一項において整理された。</p>
<p>(寄託価額の変更)</p> <p>第二十一条 寄託者は、寄託物の価格に著しい変動があったときは、当会社に対し、遅滞なく寄託価額の変更を申し出なければならない。</p> <p>2 当会社は、受寄物の寄託価額が不相当と認められるに至ったときは、寄託者と協議のうえ、相当と認められる価額に変更することができる。</p>	<p>(寄託価額の変更)</p> <p>第18条 寄託者は、寄託物の価格に著しい変動があったときは、遅滞なく寄託価額の変更を申し出なければならない。<u>この場合、証書又は通帳の発行された寄託物については、同時にこれを提出するものとする。</u></p> <p>2 当会社は、受寄物の寄託価額が不相当と認められるに至ったときは、寄託者と協議のうえ、相当と認められる価額に変更することができる。</p>	<p>「貨物保管証書」「保管貨物通帳」については、現在はほとんど使用されていないことから削除した。</p>
<p>(保管不適貨物の処置)</p> <p>第二十二条 当会社は、受寄物が次の事由に該当するときは、寄託者に対して、相当の期間を定めて適宜の処置をするように催告することができる。この場合において、寄託者は遅滞なく処置をしなければならない。</p> <p>一 受寄物が保管に適しなくなったと認められるとき。</p> <p>二 受寄物が倉庫又は他の受寄物に損害を与えるおそれがあるとき。</p> <p>三 その他やむを得ない事由により受寄物の保管を継続することができなくなったとき。</p> <p>2 寄託者が当会社の定めた期間内に前項の催告に応じな</p>	<p>(保管不適貨物の処置)</p> <p>第19条 当会社は、受寄物が次の事由に該当するときは、寄託者に対して、相当の期間を定めて適宜の処置をするように催告することができる。この場合、寄託者は、遅滞なく処置をしなければならない。</p> <p>(1)受寄物が保管に適しなくなったと認められるとき。</p> <p>(2)受寄物が倉庫又は他の受寄物に損害を与えるおそれがあるとき。</p> <p>(3)その他やむを得ない事由により受寄物の保管を継続することができなくなったとき。</p> <p>2 寄託者が当会社の定めた期間内に前項の催告に応じな</p>	

標準倉庫寄託約款(乙) 202Y/MM/DD	標準倉庫寄託約款 (乙) (昭和34年(1959年)12月14日 港倉第181号) (改正 昭和56年(1981年)3月4日 港倉第11号)	解 説
<p>いとき又は当社が催告をするいとまがないときは、当社は、受寄物の廃棄その他の適宜の処置をすることができる。</p> <p>3 前二項の処置によって生じた損害及びそれに要した費用は、当社の責に帰すべき事由に基づく場合でない限り、寄託者の負担とする。</p>	<p>いとき又は催告をするいとまがないときは、当社は、受寄物の廃棄その他の適宜の処置をとることができる。</p> <p>3 前二項の処置によって生じた損害及びそれに要した費用は、当社の責に帰すべき事由に基づく場合でない限り、寄託者の負担とする。</p>	
<p>(見本の摘出、寄託物の点検、保存)</p> <p>第二十三条 寄託者が、寄託物の見本の摘出、寄託物の点検又は保存に必要な処置をしようとするときは、<u>入庫情報、在庫情報その他の当社が指定した事項を書面で当社に提出しなければならない。</u></p> <p>2 前項の寄託者は、同項の書面の提出に代えて、当該書面に記載すべき事項をファクシミリ装置又は電磁的方法により提供することができる。この場合において、当該寄託者は、当該書面を提出したものとみなす。</p> <p>3 見本の摘出、寄託物の点検又は保存に必要な処置により荷造りを毀損し、又は価格に影響を及ぼすものと認めるときは、当社は、<u>その旨を必要な書面に記載するか、当該書面に記載すべき事項をファクシミリ装置又は電磁的方法により提供する。</u></p> <p>4 見本の摘出、寄託物の点検又は保存に必要な処置であっても、やむを得ない場合には、これを拒絶することができる。</p>	<p>(見本の摘出、寄託物の点検、保存)</p> <p>第20条 寄託者が見本の摘出、寄託物の点検又は保存に必要な処置をしようとするときは、<u>寄託を証する書類を当社に提出しなければならない。</u></p> <p>新設</p> <p>2 見本の摘出、寄託物の点検又は保存に必要な処置により荷造りをき損し又は価格に影響を及ぼすものと認めるときは、当社は、<u>必要な書類にその旨を記載する。</u></p> <p>3 見本の摘出、寄託物の点検又は保存に必要な処置であっても、やむを得ない場合には、これを拒絶することができる。</p>	<p>現行約款第1項で「寄託者又は証券所持人」としていたものを改正約款では第1項「証券所持人」第2項「寄託者」に分けて整理された。</p> <p>また、「寄託を証する書類」がどういう書面であるかが明確でないことから、「入庫情報、在庫情報その他の当社が指定した事項を記入した書面」とした。</p>
第五章 受寄物の出庫	第五章 受寄物の出庫	

標準倉庫寄託約款(乙) 202Y/MM/DD	標準倉庫寄託約款 (乙) (昭和34年(1959年)12月14日 港倉第181号) (改正 昭和56年(1981年)3月4日 港倉第11号)	解 説
<p>(出庫手続)</p> <p>第二十四条 寄託物を出庫しようとする者は、<u>当社が指定した事項を記入した書面を当社に提出しなければならない。</u></p> <p>2 前項の場合において、寄託物を出庫しようとする者は、<u>当社が指定した事項を記入した書面の提出に代えて、当該書面に記載すべき事項をファクシミリ装置又は電磁的方法により提供することができる。この場合において、当該者は、当該書面を提出したものとみなす。</u></p> <p>3 当社は、寄託者が寄託物を第三者に対して債権の担保に供したときは、出庫の請求に関し、その第三者と<u>第一項の規定と異なる特約をすることができる。</u></p>	<p>(出庫手続)</p> <p>第21条 <u>証書により寄託物を出庫しようとする者は、証書に指定された事項を記入して、記名押印のうえ、当社に提出しなければならない。</u></p> <p>2 <u>証書の発行されていない寄託物を出庫しようとする者は、貨物受取証を当社に提出しなければならない。この場合において、通帳の発行されているときは、あわせて通帳も提出するものとする。</u></p> <p>3 当社は、寄託者が寄託物を第三者に対して債権の担保に供したときは、出庫の請求に関し、その第三者と<u>前二項の規定と異なる特約をすることができる。</u></p>	<p>第1項を発券貨物に限定した。</p> <p>現行約款では、寄託者が発行する出庫指図書を持参人を定型的には定めておらず、寄託契約の際に届け出られた印鑑が押印された出庫請求書面を持参する者が「貨物受取証」を倉庫会社に提出することで倉庫会社は出庫に応じるという運用が一般的であったことから第2項の規定が設けられたが、現在は、このような手続き例は少ない。</p> <p>出庫手続きが各社各様である現状に変わりがないことから、改正約款においても、これを定型的には定めず、倉庫側が指定した書面等に寄託者が出庫する貨物の内容等を記載(電磁的取引においては入力)して請求することとした。</p>
<p>(出庫の拒絶)</p> <p>第二十五条 当社は、保管料、荷役料、立替金その他の費用及びこれらに対する延滞金の支払いを受けない間は、出庫の請求に応じないことができる。この場合において、出庫の請求に応じないことによる損害については、当社は、その責任を負わない。</p> <p>2 前項の場合において、受寄物の留置期間中の保管料、荷役料、立替金その他の費用及びこれらに対する延滞金は、寄託者の負担とする。</p>	<p>(出庫の拒絶)</p> <p>第22条 当社は、保管料、荷役料、その他の費用、立替金及び延滞金の支払を受けない間は、出庫の請求に応じないことができる。この場合、出庫の請求に応じないことによる損害については、当社は、その責任を負わない。</p> <p>2 前項の場合において、留置期間中の保管料、荷役料、その他の費用、立替金及び延滞金は、寄託者の負担とする。</p>	

標準倉庫寄託約款(乙) 202Y/MM/DD	標準倉庫寄託約款 (乙) (昭和34年(1959年)12月14日 港倉第181号) (改正 昭和56年(1981年)3月4日 港倉第11号)	解 説
<p>(出庫の一時拒絶)</p> <p>第二十六条 当社は、停電その他のやむを得ない事情により、施設又は装置の機能に支障があるときは、出庫を一時拒絶することができる。</p>	<p>新設</p>	<p>倉庫施設・設備の機械化・自動化などの進展によりシステムの不具合等に伴う出庫作業の中断停止リスクが高まったことから出庫の拒絶要件として追加した。</p>
<p>(一部の出庫の拒絶)</p> <p>第二十七条 当社が必要と認めたときは、受寄物の一部の出庫を拒絶することができる。</p>	<p>(一部の出庫の拒絶)</p> <p>第23条 当社が必要と認めたときは、受寄物の一部の出庫を拒絶することができる。</p>	
<p>(出庫手続済寄託物の引取りと出庫書類の流通禁止)</p> <p>第二十八条 寄託物につき出庫の手続をした寄託者は、遅滞なくその貨物を引き取らなければならない。</p> <p>2 当社の出庫指図書、出庫伝票、出庫依頼書その他の出庫に関する書類は、譲渡し、又は担保に供することができない。</p>	<p>(出庫手続済寄託物の引取と出庫書類の流通禁止)</p> <p>第24条 寄託物につき出庫の手続をした寄託者は、遅滞なくその貨物を引き取らなければならない。</p> <p>2 当社の出庫指図書、出庫伝票、出庫依頼書その他の出庫に関する書類は、譲渡したり又は担保に供することができない。</p>	
<p>第六章 引取りのない受寄物の処置</p>	<p>第六章 引取りのない受寄物の処置</p>	
<p>(引取りの請求)</p> <p>第二十九条 当社は、保管期間満了の後に、寄託者に対し、受寄物の引取りを請求することができる。</p> <p>2 前項の請求は、一定の日までに引取りがなされないときは引取りを拒絶したものとみなす旨を付記してすることができる。</p>	<p>(引取の請求)</p> <p>第25条 当社は、保管期間満了の後に、寄託者に対し、受寄物の引取を請求することができる。</p> <p>2 前項の請求は、一定の日までに引取がなされないときは引取を拒絶したものとみなす旨を付記してすることができる。</p>	
<p>(供託)</p> <p>第三十条 寄託者が寄託物を受け取ることを拒み、若しくは</p>	<p>(供託)</p> <p>第26条 寄託者が寄託物を受け取ることを拒み若しくは</p>	

標準倉庫寄託約款(乙) 202Y/MM/DD	標準倉庫寄託約款 (乙) (昭和34年(1959年)12月14日 港倉第181号) (改正 昭和56年(1981年)3月4日 港倉第11号)	解 説
<p>受け取ることができないとき又は当会社の過失なくして寄託者を確認することができないときは、当会社は、その受寄物を供託することができる。</p> <p>2 前項の規定により受寄物を供託したときは、遅滞なくその旨を寄託者に通知する。ただし、寄託者を確認することができないときは、この限りでない。</p>	<p>は受け取ることができないとき又は当会社の過失なくして寄託者を確認することができないときは、当会社は、その受寄物を供託することができる。</p> <p>2 前項の規定により受寄物を供託したときは、遅滞なくその旨を寄託者に通知する。ただし、寄託者を確認できないときは、この限りでない。</p>	
<p>(競売)</p> <p>第三十一条 当会社は、<u>前条第一項に規定する場合</u>において、寄託者に対して期限を定めて受寄物の引取りの催告をしたにもかかわらず、その期限内に引取りがなされないときは、その受寄物を民事執行法(昭和五十四年法律第四号)に定める手続により競売することができる。</p> <p>2 前項の規定により受寄物を競売したときは、遅滞なくその旨を寄託者に通知する。ただし、寄託者を確認することができないときは、この限りでない。</p>	<p>(競売)</p> <p>第27条 当会社は、<u>前条第1項の場合</u>において、寄託者に対して期限を定めて受寄物の引取りの催告をしたにもかかわらず、その期限内に引取りがなされないときは、その受寄物を民事執行法に定める手続により競売することができる。</p> <p>2 前項の規定により受寄物を競売したときは、遅滞なくその旨を寄託者に通知する。ただし、寄託者を確認できないときは、この限りではない。</p>	<p>「前条第1項の場合において」を改正約款では「前条第1項に規定する場合において」とし、供託を行わなくても供託と同じ要件に該当すれば競売の前提要件になることを明確にした。</p>
<p>(任意売却)</p> <p>第三十二条 当会社は、<u>第三十条第一項に規定する場合</u>において、寄託者に対して期限を定めて受寄物の引取りの催告をしたにもかかわらず、その期限内に引取りがなされないとき、かつ、次の事由が発生したときは、競売に代えて寄託者の危険及び費用で任意に受寄物を売却又は処分することができる。この場合には、当会社は、知れたる寄託者に対して、あらかじめその旨及び売却の期日を予告する。</p>	<p>(任意売却)</p> <p>第28条 当会社は、<u>第26条第1項の場合</u>において、寄託者に対して期限を定めて受寄物の引取りの催告をしたにもかかわらず、その期限内に引取りがなされず、かつ、次の事由が発生したときは、競売に代えて寄託者の危険及び費用で任意に受寄物を売却することができる。この場合には、当会社は、知れたる寄託者に対して、あらかじめその旨及び売却の期日を予告する。</p> <p>(1)受寄物の価格が保管料その他の費用及び競売費用を加</p>	<p>競売と同様に「第29条第1項の場合において」を改正約款では「第34条第1項に規定する場合において」とし、供託が実行されなくても供託と同じ要件に該当すれば任意売却の前提要件になることを明確にした。</p>

標準倉庫寄託約款(乙) 202Y/MM/DD	標準倉庫寄託約款 (乙) (昭和34年(1959年)12月14日 港倉第181号) (改正 昭和56年(1981年)3月4日 港倉第11号)	解 説
<p>一 受寄物の価格が保管料その他の費用及び競売費用を加えた額に満たないとき。</p> <p>二 受寄物が損敗するおそれがあるとき。</p> <p>2 当社は、過失なくして寄託者を確知することができないときは、前項と同様にこれを任意に売却又は処分することができる。</p> <p>3 当社は、前二項により任意売却した受寄物の代価から保管料、荷役料、立替金その他の費用及びこれらに対する延滞金並びに任意売却のために要した費用を控除した後、その残額を寄託者に支払う。</p>	<p>えた額に満たないとき。</p> <p>(2)受寄物が損敗するおそれがあるとき。</p> <p>新設</p> <p>2 当社は、前項により任意売却した受寄物の代価から保管料、荷役料、その他の費用、立替金、延滞金及び任意売却のために要した費用を控除した後、その残額を寄託者に支払う。</p>	<p>債権者不確知の場合に「催告」を要した場合には「公示による意思表示(民法98条)」により対抗する他ないが、公示期間の受寄物の劣化等を考慮し、第2項を設けてこれを省略することとした。</p>
第七章 受寄物の損害保険	第七章 受寄物の損害保険	
<p>(火災保険の付保)</p> <p>第三十三条 当社は、反対の意思表示がない限り、寄託者のために、受寄物を当社が適当とする保険者の火災保険に付する。ただし、他の倉庫業者に再寄託した受寄物については、その再寄託を受けた倉庫業者がその適当とする保険者の火災保険に付するものとする。</p> <p>2 受寄物の火災保険に関する事項は、全て当社(再寄託をした受寄物については、その再寄託を受けた倉庫業者をいう。以下第三十五条まで同じ。)と保険者との特約による。</p> <p>3 当社は、寄託者に告知しないで、保険者を変更することができる。</p>	<p>(火災保険の付保)</p> <p>第29条 当社は、反対の意思表示がない限り、寄託者のために受寄物を当社が適当とする保険者の火災保険に付ける。ただし、他の倉庫業者に再寄託した受寄物については、その再寄託を受けた倉庫業者がその適当とする保険者の火災保険に付けるものとする。</p> <p>2 受寄物の火災保険に関する事項は、すべて当社(再寄託をした受寄物については、その再寄託を受けた倉庫業者をいう。以下第31条まで同じ。)と保険者との特約による。</p> <p>3 当社は、寄託者に告知しないで、保険者を変更することができる。</p>	
(火災保険金額及び一部出庫による減額)	(火災保険金額及び一部出庫による減額)	

標準倉庫寄託約款(乙) 202Y/MM/DD	標準倉庫寄託約款 (乙) (昭和34年(1959年)12月14日 港倉第181号) (改正 昭和56年(1981年)3月4日 港倉第11号)	解 説
<p>第三十四条 当社が前条第一項の規定により受寄物について締結する火災保険契約の保険金額は、受寄物の寄託価額とする。</p> <p>2 火災保険に付した受寄物の一部を出庫したときは、その割合に応じて保険金額を減額する。</p>	<p>第30条 当社が前条第1項により受寄物について締結する火災保険契約の保険金額は、受寄物の寄託価額とする。</p> <p>2 火災保険に付けた受寄物の一部を出庫したときは、その割合に応じて保険金額を減額する。</p>	
<p>(損害てん補額の決定)</p> <p>第三十五条 寄託者は、寄託物が罹災した場合に、罹災当時の価格及び損害の程度並びに損害てん補額を保険者と決定するに際しては、それぞれの金額について当社の承認を得なければならない。</p> <p>2 前項の決定をするにあたって、寄託者に異議があつて保険者と協議が整わないときは、当社は、保険者と協議決定することができる。</p>	<p>(損害てん補額の決定)</p> <p>第31条 寄託者は、寄託物がり災した場合に、り災当時の価格及び損害の程度並びに損害てん補額を保険者と決定するに際しては、それぞれの金額について当社の承認を得なければならない。</p> <p>2 前項の決定をするにあたって、寄託者に異議があつて保険者と協議が整わないときは、当社は、保険者と協議決定することができる。</p>	
<p>(火災保険金の支払手続)</p> <p>第三十六条 寄託者は、当社を経由して火災保険金の支払いを受けなければならない。</p>	<p>(火災保険金の支払手続)</p> <p>第32条 寄託者は、当社を経由して火災保険金の支払いを受けなければならない。</p>	
<p>(告知義務違反等による損害の負担)</p> <p>第三十七条 寄託者が火災保険契約の効力に関して影響を及ぼすような事項を告知せず、又は不実の告知をしたことによって生じた損害は、寄託者の負担とする。</p>	<p>(告知義務違反等による損害の負担)</p> <p>第33条 寄託者が火災保険契約の効力に関して影響を及ぼすような事項を告知せず若しくは不実の告知をしたことによって生じた損害は、寄託者の負担とする。</p>	
<p>第八章 受寄物の損害賠償</p>	<p>第八章 受寄物の損害賠償</p>	
<p>(責任の始期及び終期)</p>	<p>(責任の始期及び終期)</p>	

標準倉庫寄託約款(乙) 202Y/MM/DD	標準倉庫寄託約款 (乙) (昭和34年(1959年)12月14日 港倉第181号) (改正 昭和56年(1981年)3月4日 港倉第11号)	解 説
<p>第三十八条 当社の受寄物に関する責任は、寄託者から受寄物の引渡しを受けたときに始まり、受寄物の引渡しをしたときに終わる。</p> <p>2 当社は、受寄物の引渡しをした後は、当該貨物が当社の構内に残存する場合であっても、その保管の責任を負わない。</p>	<p>第34条 当社の受寄物に関する責任は、寄託者から受寄物の引渡しを受けたときに始まり、受寄物を引き渡したときに終る。</p> <p>2 当社は、受寄物を引き渡した後は、当該貨物が当社の構内に残存する場合であっても、その保管の責任を負わない。</p>	
<p>(賠償事由及び挙証責任)</p> <p>第三十九条 寄託者に対して当社が賠償の責任を負う損害は、当社又はその使用人の故意又は重大な過失によって生じた場合に限る。</p> <p>2 前項の場合に当社に対して損害賠償を請求しようとする者は、その損害が当社又はその使用人の故意又は重大な過失によって生じたものであることを証明しなければならない。</p>	<p>(賠償事由及び挙証責任)</p> <p>第35条 寄託者に対して当社が賠償の責任を負う損害は、当社又はその使用人の故意又は重大な過失によって生じた場合に限る。</p> <p>2 前項の場合に当社に対して損害賠償を請求しようとする者は、その損害が当社又はその使用人の故意又は重大な過失によって生じたものであることを証明しなければならない。</p>	
<p>(再寄託物の責任)</p> <p>第四十条 当社は、<u>第十八条</u>の規定により他の倉庫業者に受寄物を再寄託したときにおいても、この約款によって、その受寄物に関して責任を負う。</p>	<p>(再寄託物の責任)</p> <p>第36条 当社は、<u>第15条</u>により他の倉庫業者に受寄物を再寄託したときにおいても、この約款によって、その受寄物に関して責任を負う。</p>	
<p>(免責事項)</p> <p>第四十一条 次に掲げる損害については、当社は、その責任を負わない。</p> <p>一 地震、津波、高潮、大水、暴風雨、気候の変遷、爆発、<u>原子力事故</u>、戦争、事変、暴動、<u>サイバー攻撃</u>、<u>パンデミック</u>、強盗、労働争議、そ害、虫害、貨物の性質若しくは欠</p>	<p>(免責事項)</p> <p>第37条 次の損害については、当社は、その責任を負わない。</p> <p>(1)地震、津浪、高潮、大水、暴風雨、気候の変遷、爆発、戦争、事変、暴動、強盗、労働争議、そ害、虫害、貨物の性質若しくは欠かん、荷造の不完全、徴発、防疫その</p>	<p>(1)に不可抗力事象として、原子力事故、サイバー攻撃、パンデミックを追加、挑発は削除</p>

標準倉庫寄託約款(乙) 202Y/MM/DD	標準倉庫寄託約款 (乙) (昭和34年(1959年)12月14日 港倉第181号) (改正 昭和56年(1981年)3月4日 港倉第11号)	解 説
<p>陥、荷造りの不完全、防疫その他の抗拒又は回避することのできない災厄、事故、命令、処置又は保全行為によって直接と間接とを問わず生じた損害</p> <p>二 第三十五条の規定により決定された損害てん補額を超える火災による損害及び寄託者の申し出によって火災保険に付さなかった受寄物の火災による損害</p> <p>三 寄託者に対して行う引取りの請求に定めた期限後において当該受寄物について生じた損害</p>	<p>他抗拒又は回避することのできない災厄、事故、命令、処置又は保全行為によって直接と間接とを問わず生じた損害</p> <p>(2)第31条の規定により決定された損害てん補額こえる火災による損害及び寄託者の申し出によって火災保険に付さなかった受寄物の火災による損害</p> <p>(3)寄託者に対して行う引取りの請求に定めた期限後において当該受寄物について生じた損害</p>	
<p>(内容不検査貨物に対する免責)</p> <p>第四十二条 当社は、受寄物の内容を検査しないときには、その内容と寄託申込書、貨物受取書、入庫通知書その他の当該受寄物に係る書面の記載内容との不一致については、責任を負わない。</p>	<p>新設</p>	<p>(甲)約款においては受寄物の検査をしない時の証券記載内容と現品内容の不一致については、倉庫会社は免責とされているが、本条の規定はこれを貨物受取書等に援用した規定となる。ただし、不特定多数に流通する倉荷証券と異なり第三者への効力を必要としないので、内容不検査の表示または記載が寄託者の申込による旨の表示は不要とした。</p>
<p>(賠償額の算定)</p> <p>第四十三条 受寄物の滅失又は損傷による損害に対する当会社の賠償金額は、損害発生当時の時価若しくは発生の時期又はそのいずれもが不明であるときは、発見当時の時価により損害の程度に応じて算定する。ただし、時価が受寄物の火災保険金額又は寄託価額を超える場合は、その保険金額又は寄託価額により損害の程度に応じて算定する。</p> <p>2 前項以外の損害に対する当会社の賠償金額は、当該受</p>	<p>(賠償額の算定)</p> <p>第38条 受寄物の滅失又は損傷による損害に対する当会社の賠償金額は、損害発生当時の時価、発生の時期が不明であるときは、発見当時の時価により損害の程度に応じて算定する。ただし、時価が受寄物の火災保険金額又は寄託価額をこえる場合は、その保険金額又は寄託価額により損害の程度に応じて算定する。</p> <p>新設</p>	<p>旧約款第42条で定める損害とは、受寄物の滅失または損傷による損害、すなわち受寄物そのものの損害と、それに起因する(相当因果関係にある)損害を含むと解されており、その損害賠償額は受寄物の時価に基づくとしている。しかしながら、近年は滅失または損傷に起因するものではない誤出荷や作業遅延に基づく損害などについて、法外な賠償金額を請求されることがあることから、2項を追加し、滅失・損傷に起因しない損害については、倉</p>

標準倉庫寄託約款(乙) 202Y/MM/DD	標準倉庫寄託約款 (乙) (昭和34年(1959年)12月14日 港倉第181号) (改正 昭和56年(1981年)3月4日 港倉第11号)	解 説
寄物に対する既発生料金の総額を限度とする。		庫会社が寄託契約の範囲内で收受しうるサービスの対価を限度に賠償することとした。ちなみに、標準貨物自動車運送約款においては、貨物が延着した場合の損害額を「運賃、料金等の総額を限度とする。」と定めている。
<p>(損害受寄物に関する権利の取得)</p> <p>第四十四条 当社が、滅失又は損傷した受寄物について、寄託者が算定した滅失又は損傷前におけるその受寄物の価額の全部を寄託者に賠償したときは、当社は、寄託者がその受寄物について有する一切の権利を取得する。</p> <p>2 当社は、前項に基づいて権利を取得した受寄物について、売却、廃棄その他の任意の方法で処分することができる。</p> <p>3 寄託者は、前項の処分に関連して発生した費用について、当社に対して請求することができない。</p>	<p>(損害受寄物に関する権利の取得)</p> <p>第39条 当社が損害を生じた受寄物についてその価額の全部を支払ったときは、当社は、寄託者がその受寄物について有する一切の権利を取得する。</p> <p>新設</p> <p>新設</p>	<p>民法422条は倉庫会社に価格の全部を賠償することで損害賠償者の代位により受寄物について有する一切の権利の取得を認めているが、本条はこれを注意的に規定したことになる。</p> <p>しかし、実際の寄託者との関係においては、倉庫会社の処分方法について寄託者から制限を受けることが多いことから、2項を新設し、賠償者である倉庫会社が賠償により権利を取得した場合は、その受寄物を任意に処分できることを具体的に明示した。</p> <p>なお、第47条2項において、滅失、損傷以外の損害について、その賠償額をサービスの対価と定めたことから、その額は価格の全部とは整合しないため、改正約款では本条の対象を滅失又は損傷によるものに限定した。</p>
<p>(引渡しによる責任の消滅)</p> <p>第四十五条 当社は、寄託者(寄託者の代理人(受領に係るものに限る。))を含む。)が留保しないで寄託物を受け取った後は、保管料等の受領の有無にかかわらず、その貨物の損害について責任を負わない。</p>	<p>(引渡しによる責任の消滅)</p> <p>第40条 当社は、寄託者が留保しないで寄託物を受け取った後は、その貨物の損害について責任を負わない。</p>	<p>引渡しが寄託者の代理人たる運送会社である場合がほとんどである為、実状に合わせて受領代理人を追加した。また、商法616条の規定では倉庫事業者の責任の消滅要件を寄託者または証券所持人が①留保しないで寄託物を受け取ったこと。②保管料その他の費用を支払ったこと。③2週間以内に倉庫業者に対して通知を発しないこと。としているが、改正約款では②の要件が不要で</p>

標準倉庫寄託約款(乙) 202Y/MM/DD	標準倉庫寄託約款 (乙) (昭和34年(1959年)12月14日 港倉第181号) (改正 昭和56年(1981年)3月4日 港倉第11号)	解 説
		あることを明確に規程した。
<p>(寄託者の賠償責任)</p> <p>第四十六条 寄託者は、第十条第四項の場合において、当会社に与えた損害又は寄託物の性質若しくは欠陥により生じた損害については、過失の有無にかかわらず、賠償の責任を負わなければならない。</p>	<p>(寄託者の賠償責任)</p> <p>第41条 寄託者は、第8条第3項の場合当会社に与えた損害又は寄託物の性質若しくは欠陥により生じた損害については、過失の有無にかかわらず、賠償の責任を負わなければならない。</p>	
<p>(引取遅延による損害)</p> <p>第四十七条 寄託者が第十三条第二項により引き取るべき貨物の引取りが遅れたために当会社が損害を受けたときは、寄託者は、その損害を賠償しなければならない。</p>	<p>(引取遅延による損害)</p> <p>第42条 寄託者が第11条第2項により引き取るべき貨物の引取が遅れたために当会社が損害を受けたときは、寄託者は、その損害を賠償しなければならない。</p>	
<p>(違約金)</p> <p>第四十八条 当会社が寄託の申込みを承諾した後に、寄託申込者が約定の日に貨物を引き渡さなかったときは、寄託者又は寄託申込者は、その日から引渡しのあった日まで又は予約の解除の日までの保管料相当額の損害金を支払わなければならない。</p>	<p>(違約金)</p> <p>第43条 当会社が寄託の申込を承諾した後に寄託申込者が約定の日に貨物を引き渡さなかったときは、寄託者又は寄託申込者は、その日から引渡のあった日まで又は契約の解除の日までの保管料相当額の損害金を支払わなければならない。</p>	
第九章 保管料、荷役料、手数料等	第九章 保管料、荷役料、手数料等	
<p>(料金の支払い)</p> <p>第四十九条 寄託者は、当会社が国土交通大臣に届け出た倉庫保管料及び倉庫荷役料その他の営業に関する料金を当会社の定めた日又は第二十条の保管期間満了の日までに支払わなければならない。</p> <p>2 寄託者が次の各号のいずれかに該当したときは、直ちに</p>	<p>(料金の支払)</p> <p>第44条寄託者は、当会社が運輸大臣に届け出た倉庫保管料及び倉庫荷役料並びにその他の費用を当会社の定めた日までに支払わなければならない。</p> <p>新設</p>	寄託者の経営悪化など支払いが困難になることなどに備えて、期限の利益喪失条項を追加した。

標準倉庫寄託約款(乙) 202Y/MM/DD	標準倉庫寄託約款 (乙) (昭和34年(1959年)12月14日 港倉第181号) (改正 昭和56年(1981年)3月4日 港倉第11号)	解 説
<p>期限の利益を喪失するとともに、全ての債務を直ちに当会社へ支払わなければならない。</p> <p>一 第三者から差押え、仮差押え、仮処分、強制執行又は競売等の申立てを受け、又は公租公課の滞納処分を受けたとき。</p> <p>二 私的整理、会社更生、民事再生、破産、特別清算その他の法的整理手続開始の申立てを受け、又は自らこれらの申立てをしたとき。</p> <p>三 自ら振出し又は引き受けた手形若しくは小切手の不渡りが発生したとき。</p> <p>四 支払停止又は支払不能の状況に至る等、財産状態が悪化し、又はそのおそれがあると認められるとき。</p> <p>五 事業の全部又は重要な事業の一部を廃止したとき。</p> <p>六 合併によらないで解散したとき。</p> <p>七 本約款の規定に著しく違反したとき(本約款の規定に違反し、当会社からの催告がなされても相当期間内に違反が解消されないときを含む。)</p> <p>八 寄託物を全量出庫しようとするとき。</p>	<p>2 <u>寄託者は、証書若しくは通帳の発行、分割又は書換を請求するときは、当会社が運輸大臣に届け出た手数料を支払わなければならない。</u></p>	<p>旧第2項は旧第13条から証書、通帳が削除されたことに伴い削除された。</p>
<p>(延滞金)</p> <p>第五十条 寄託者は、当会社が定めた日までに前条の料金を支払わないときは、その日の翌日から支払いのあった日までの<u>年十四・六パーセントの割合を乗じて計算した延滞金を支払わなければならない。</u></p>	<p>(延滞金)</p> <p>第45条 寄託者は、当会社が定めた日までに前条の料金を支払わないときは、その日の翌日から支払のあった日までの<u>日歩4銭の延滞金を支払わなければならない。</u></p>	
<p>(料金の変更)</p>	<p>(料金の変更)</p>	

標準倉庫寄託約款(乙) 202Y/MM/DD	標準倉庫寄託約款 (乙) (昭和34年(1959年)12月14日 港倉第181号) (改正 昭和56年(1981年)3月4日 港倉第11号)	解 説
第五十一条 当社は、料金を変更したときは、変更された日の属する期から、新料金により請求する。	第46条 当社は、届出料金を変更したときは、変更された日の属する期から、新料金により請求する。	
<p>(滅失受寄物の料金の負担)</p> <p>第五十二条 当社は、受寄物が滅失したときは、滅失したときまでの料金を寄託者に請求することができる。ただし、当社の責に帰すべき事由により滅失した場合においては、当該保管期間に係る料金については、この限りでない。</p>	<p>(滅失受寄物の料金の負担)</p> <p>第47条 当社は、受寄物が滅失したときは、滅失したときまでの料金を寄託者に請求することができる。ただし、当社の責に帰すべき事由により滅失した場合においては、当該保管期間に係る料金については、この限りでない。</p>	
特約条項	特約条項	
当社は、 <u>保税蔵置場に保管される受寄物</u> についての寄託、寄託の予約及びこれらに関連する契約に関しては、次の条項及び関税法(昭和二十九年法律第六十一号)の規定によるほか、倉庫寄託約款を適用する。	当社は、 <u>保税を目的とする倉庫に保管される受寄物</u> についての寄託、寄託の予約及びこれらに関連する契約に関しては、次の条項及び関税法の規定によるほか、倉庫寄託約款を適用する。	
<p>(寄託に関する提出書類)</p> <p>第一条 寄託者は、外国貨物の寄託申込書には、所要の記載事項のほかに、積載船舶の名称及びその国籍並びに入庫の際における貨物の検査の要否を記載しなければならない。</p>	<p>(寄託に関する提出書類)</p> <p>第1条 寄託者は、外国貨物の寄託申込書には、所要の記載事項のほかに、積載船舶の名称及びその国籍並びに入庫の際における貨物の検査の要否を記載しなければならない。</p>	
(入庫、見本の摘出、内容の点検、出庫等)	(入庫、見本の摘出、内容の点検、出庫等)	

標準倉庫寄託約款(乙) 202Y/MM/DD	標準倉庫寄託約款 (乙) (昭和34年(1959年)12月14日 港倉第181号) (改正 昭和56年(1981年)3月4日 港倉第11号)	解 説
<p>第二条 寄託者は、次の各号に掲げる場合には、税関長の承認書又は許可書を当会社に提出しなければならない。</p> <p>一 保税蔵置場に外国貨物を入庫するとき。</p> <p>二 外国貨物の見本の摘出、内容の点検、改装、仕分その他の手入れ又は保存に必要な行為をするとき。</p> <p>三 外国貨物を保税蔵置場から出庫するとき。</p> <p>四 日曜日、国民の祝日に関する法律(昭和二十三年法律第七十八号)に規定する休日又はこれらの日以外の日の税関執務時間外において外国貨物の取扱いを要するとき。</p> <p>2 前項の規定は、輸入の許可を受けた貨物又は輸出しようとする貨物について準用する。</p> <p>3 前二項において、受寄物の入庫、出庫その他の取扱いについて必要な手続は、寄託者において行うものとする。</p>	<p>第2条 寄託者は、次の各号にかかげる場合には、税関長の承認書又は許可書を当会社に提出しなければならない。</p> <p>(1)保税倉庫に外国貨物を入庫するとき。</p> <p>(2)外国貨物の見本の摘出、内容の点検、改装、仕分その他の手入又は保存に必要な行為をするとき。</p> <p>(3)外国貨物を保税倉庫から出庫するとき。</p> <p>(4)日曜日、休日又はこれらの日以外の日の税関執務時間外において外国貨物の取扱を要するとき。</p> <p>2 前項の規定は、輸入の許可を受けた貨物又は輸出しようとする貨物について準用する。</p> <p>3 前二項において、受寄物の入庫、出庫その他の取扱について必要な手続は、寄託者において行なうものとする。</p>	
<p>(保管期間)</p> <p>第三条 当社は、寄託を受けた外国貨物の保管期間が法定蔵置期間を超える寄託者からの保税蔵置期間の延長請求に対しては、これを拒絶することができる。</p>	<p>(保管期間)</p> <p>第3条 当社は、寄託を受けた外国貨物の保管期間が法定蔵置期間をこえる寄託者の請求に対しては、これを拒絶することができる。</p>	
<p>(輸入手続完了後の受寄物)</p> <p>第四条 寄託者は、外国貨物の輸入手続を完了したときは、遅滞なく寄託物を引き取らなければならない。</p> <p>2 当社は、前項により引取りがなされないときは、寄託者の費用で受寄物を保税を目的としない倉庫に倉移しをすることができる。</p> <p>3 当社は、第一項により引取りがなされないときは、寄託</p>	<p>(輸入手続完了後の受寄物)</p> <p>第4条 寄託者は、外国貨物の輸入手続を完了したときは、遅滞なく寄託物を引き取らなければならない。</p> <p>2 当社は、前項により引取りがなされないときは、寄託者の費用で受寄物を保税を目的としない倉庫に倉移しをすることができる。</p> <p>3 当社は、第1項により引取りがなされないときは、寄託</p>	

標準倉庫寄託約款(乙) 202Y/MM/DD	標準倉庫寄託約款 (乙) (昭和34年(1959年)12月14日 港倉第181号) (改正 昭和56年(1981年)3月4日 港倉第11号)	解 説
者に通知して受寄物の寄託価額を変更することができる。	者に通知して受寄物の寄託価額を変更することができる。	
<p>(収容貨物の料金)</p> <p>第五条 寄託者は、寄託物が収容されたときは、当該寄託物に関する保管料、荷役料、立替金その他の費用及びこれらに対する延滞金を遅滞なく当会社に支払わなければならない。</p>	<p>(収容貨物の料金)</p> <p>第5条 寄託者は、寄託物が収容されたときは、当該寄託物に関する保管料、荷役料、立替金、延滞金その他の費用を遅滞なく当会社に支払わなければならない。</p>	
<p>(収容貨物の公売等)</p> <p>第六条 収容された受寄物が公売又は随意売却に付された場合において、その代金が法定費用に充てられた後残金のあるときは、当会社は、その残金から保管料、荷役料、立替金その他の費用及びこれらに対する延滞金の支払いを受け、なお不足があるときは、寄託者に請求する。</p> <p>2 前項の規定は、当会社が寄託者に対し直接に債権の全額の請求をすることを妨げない。</p>	<p>(収容貨物の公売等)</p> <p>第6条 収容された受寄物が公売又は随意売却に付された場合において、その代金が法定費用に充てられた後残金のあるときは、当会社は、その残金から保管料、荷役料、立替金その他の費用及びこれらに対する延滞金の支払いを受け、なお不足があるときは、寄託者に請求する。</p> <p>2 前項の規定は、当会社が寄託者に対し直接に債権の全額の請求をすることをさまたげない。</p>	
<p>(収容解除手続)</p> <p>第七条 寄託者は、収容貨物の解除を申請しようとするときは、あらかじめ当会社の承諾を受けなければならない。</p>	<p>(収容解除手続)</p> <p>第7条 寄託者は、収容貨物の解除を申請しようとするときは、あらかじめ当会社の承諾を受けなければならない。</p>	
<p>(関税の提供)</p> <p>第八条 寄託物が亡失し、又は滅却されても関税の納付を要するときは、寄託者は、遅滞なく当該寄託物に対する関</p>	<p>(関税の提供)</p> <p>第8条 寄託物が亡失し、又は滅却されても関税の納付を要するときは、寄託者は、遅滞なく当該寄託物に対する</p>	

標準倉庫寄託約款(乙) 202Y/MM/DD	標準倉庫寄託約款 (乙) (昭和34年(1959年)12月14日 港倉第181号) (改正 昭和56年(1981年)3月4日 港倉第11号)	解 説
税に相当する金額を当会社に提供しなければならない。ただし、当会社の責に帰すべき事由により受寄物が亡失し、又は滅却されたときは、提供を受けた金額を返還する。	関税に相当する金額を当会社に提供しなければならない。ただし、当会社の責に帰すべき事由により受寄物が亡失し又は滅却されたときは、提供を受けた金額を返還する。	
(延滞金) 第九条 寄託者が前条に規定する提供を怠った場合において、当会社が寄託者の負担すべき関税を納付したときは、納付の日から年十四・六パーセントの割合を乗じて計算した利息を請求する。	(延滞金) 第9条 寄託者が前条に規定する提供を怠った場合において、当会社が寄託者の負担すべき関税を納付したときは、納付の日から日歩4銭の利息を請求する。	
(免責事項) 第十条 当会社は、次の損害については、責任を負わない。 一 税関が行う検査、収容その他の税関が行う措置により受寄物に関し生じた損害 二 税関の収容後、公売その他の諸手続により寄託者の受けることのある損害	(免責事項) 第10条 当会社は、次の損害については、責任を負わない。 (1)税関が行なう検査、収容その他の措置により受寄物に関し生じた損害 (2)税関の収容後、公売その他諸手続により寄託者の受けることのある損害	

